

## 親鸞他力義の一考察

高 田 未 明

親鸞は行巻にて「他力といふは如来の本願力なり」と規定するが、ここに示される本願力の意義が明らかにならなければ、親鸞の他力義は明確なものとはならない。この文につづき、他力積下の曇鸞引文に本願力の内実を窺つてみたい。

まず菩薩が教化地に至る方法として「菩薩はかくのごとき五門の行を修して、自利利他して、すみやかに阿耨多羅三藐三菩薩を成就することを得たまへるがゆへに。仏の所得の法を、名づけて阿耨多羅三藐三菩薩とす。」と示し、礼拝・讃嘆・作願・觀察の自利の行と、回向という利他の行を成就することによつて至りうるとされ、ここには菩薩が行すべき自利と利他の関係が述べられている。つまり、自己を深めてゆく自利行は単に己の利益のためになされるのではなく、自己深化の行為であるからこそ、まず他の衆生を利益する行為がなされねばならない。そうであるならば、自利とはまさしく利他することであり、またその利他こそが自己を深める自利行となる。このようにして自利即利他の行を成就した菩薩は

菩提を得、仏となるのである。以上よりすれば、菩薩が自利利他の行を修して仏となつてゆく力用がまさしく本願力だともみることが出来る。そして本願力には自利と利他の二面があり、両者は一方を抜きにして他は成立しえない関係におかれている。

次の覈求其本積では、菩薩が仏果に至る根本原因を求めるならば、菩薩がただ自己の力によつて自利利他成就したのではなく、阿弥陀仏を増上縁としたことが示される。浄土願生の行において阿弥陀仏の本願力のはたらきを蒙らないものはないのであり、ただ阿弥陀仏の本願力によつてのみ、仏果へ至る因縁が得られるのである。ここで先の菩薩の本願力に加えて、さらに阿弥陀仏の本願力がみられる。本願力が二重の構造となつているが菩薩の本願力はすべて、阿弥陀仏の本願力を増上縁とすることによつてのみ成就しうるのである。この増上縁の根拠としては四十八願のなか、特に三願をもつて引証されていることが挙げられる。

つづく他利利他の文は、証巻においては「宗師は大悲往還の回向を顕示して、ねむごろに他利利他の深義を弘宣したまへり。」として説かれている。ここで仏と衆生における「他」が問題とされ、親鸞他力義の論理がさらに明瞭となる。

他利と利他と、談ずるに左右あり。もし自ら仏をしていはば、よろしく利他といふべし。自ら衆生をしていはば、よろしく他利といふべし。いままさに仏力と談ぜんとす、この故に利他をもつてこれをいふ。まさに知るべしこの意なり。

他利と利他、もし仏のところであれば利他であり、衆生のところであれば他利である。ここでは阿弥陀仏の本願力について談じている故に、利他の意において解釈されねばならない、とするのである。先の覈求其本釈にて、菩薩と阿弥陀仏の二種の本願力がみられた。前者菩薩の本願力には自利と利他という二面があり、その自利と利他が互いに深く関係しあつて、仏果に至るといふ本願力である。しかし、菩薩が自利利他を行じようとも阿弥陀仏の本願力を増上縁としないう限り、決して菩薩は仏果へ至らえないのであつた。そうであるならば阿弥陀仏の本願力とは、菩薩の本願力を根底より支え、菩薩をして必ず仏果へ至らしめる根本原因となるべき増上縁であり、それはただ阿弥陀仏の利他のみの本願力である。この利他を承けて他利利他が論ぜられるのならば、もうひとつの他利は衆生の存在を示すものとなるであろう。衆生に

において「利(利する)」を語るならば、「衆生が利する」と「衆生を利する」の二つの文が成り立つ。そしてさらに「他」を含めて考えるならば「衆生が他を利する」もしくは「他が衆生を利する」となり、このいずれかが他利ということになる。前者については、確かに衆生が他の衆生を利益するというはたらかも考えられる。しかし、親鸞が曇鸞の覈求其本釈を展開して阿弥陀仏の救済を明確にしたことよりすれば、衆生の利他行は否定されるべきであり、むしろ後者の「他が衆生を利する」が他利の意に適うものと考えられる。ならば他利は「他である仏が衆生を利する」という意味であり、また利他は「他である衆生を仏が利する」という意味であることが明らかとなる。つまり他利の「他」は阿弥陀仏を、利他の「他」は衆生を指す言葉であり、ここにおいて他力釈の「他」は立場によつてその意味する内容が変わることに注意せられるのである。

他力釈ではいまの論じた他利利他のほかにもう一箇所、「菩薩は第五門に出でて回向利益他の行成就したまへり」とする「他」の語の用例がみられ、ここでは教化地の菩薩が衆生を回向利益することが示されている。つまり菩薩が他を利する意であり、他とは衆生を指していることになる。このようにみるならば、救いの側より本願力のはたらかを示す場合において「他」は必ず衆生を意味するものといえるであろう。本

願力とは「利他」である故に、他力の「他」は、本来的には衆生を意味するとみなければならぬ。

こうして他利利他の文にて、阿弥陀仏と衆生のあいだにおける「利(利する)」という関係の存在が示された。ならば、他利と利他は衆生と仏との関係を示すのであるから、言葉は逆の二つの方向を示しても内容としては同一の事柄、一つの関係でなければならぬ。そのことを指して「談ずるに左右あり」と示されているのであり、他利も利他も阿弥陀仏が衆生を利する、という一方の関係を明らかにした言葉だと知られるのである。この箇所は『論註』原文では「若自仏而言宜言利他、自衆生而言宜言他利」であり、一般には「もし仏よりしていはば、よろしく利他といふべし。衆生よりしていはば、よろしく他利といふべし。」と読まれる。この解釈しては「利他とは仏のはたらきを、他利とは衆生のはたらきを、それぞれ示す言葉である」となる。これを「自ら仏をして」「自ら衆生をして」と読んだ親鸞の立場にしたがえば「利する」という一つのこと(がら)も、もし仏自身についていえば他利というべきであり、もし衆生自身についていえば他利というべきである。」となり、阿弥陀仏の救済を明瞭に示す意になると考えられるのである。

(キーワード) 本願力、他力、他利利他

### 退会に関する内規

- (1) 会員は、学会本部に届け出た上で、いつでも退会することができる。
- (2) 会費を三年間滞納した者は、退会したものと認めらる。
- (3) 会の名譽を著しく害なう等、会員として不適当と認められる者については、理事会の決定により退会させることができる。
- (4) 本内規の変更は理事会の議決による。
- (5) 本内規は昭和五十四年九月十一日より実施、平成五年五月二十二日より改定施行する。